

# 令和8年度 事業主健診委託書

東京金属事業健康保険組合 殿

東京金属事業健康保険組合（以下「組合」という。）が、組合の被保険者を対象として実施する下記の健診において、労働安全衛生規則第44条「定期健康診断」で定める検査項目の健診を、事業主健診として組合へ委託します。

## 記

| 健 診 の 種 類<br>・受 診 対 象 者                 | 事 業 主 健 診 受 託 料   |
|---|---|
| 一般予防健診<東振協A 1・千代田健診センター><br>・39歳以下の被保険者 | 2,900円（税込）  |
| 一般予防健診<東振協A 2><br>・39歳以下の被保険者           | 6,900円（税込）<br>※労働安全衛生規則第44条の必須検査項目分                           |
| 生活習慣病予防健診<東振協B・千代田健診センター><br>・被 保 險 者   | 6,900円（税込）<br>※労働安全衛生規則第44条の全検査項目分                            |
| 女性生活習慣病予防健診<東振協C 1><br>・女 性 被 保 險 者     | 6,900円（税込）<br>※労働安全衛生規則第44条の全検査項目分                            |
| 半日人間ドック<千代田健診センター><br>・35歳以上の被保険者       | 6,900円（税込）<br>※労働安全衛生規則第44条の全検査項目分<br>(一部負担金11,000円の中に受託料を含む) |

（注）対象年齢は、健診を受診する年度末の年齢とします。

### 「諸事項」

- 本委託書の適用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、上記いずれかの健診の初回申込書提出時、又は電話予約をした際に本委託書をご提出ください。なお、この適用期間満了前までに、委託者より委託終了の意思表示がないときは、適用期間満了日の翌日から1か年順次委託の更新をさせていただきます。
- 各健診において、次の未実施項目があった場合は、費用を減額して請求いたします。
  - ・聴力 530円（一般健診の簡易法を除く） ・検尿 180円 ・胸部X線 530円 ・心電図 990円
  - ・血液生化学検査 [A2] 2,380円、[B] および [C1] 2,610円 ・血液血球検査 1,010円

但し、千代田健診センターで実施する健診は、減額の対象となりませんので予めご了承ください。
- 事業主健診受託料については、一定期間（年4回程度）でとりまとめて、組合から事業主へ一括して請求いたします。  
又、受託料に変更があった場合は、適宜、お知らせいたします。

令和 年 月 日

事 業 所 記 号 【 】

所 在 地

事 業 所 名

事 業 主 名